

[事案 2023-142] 契約解除取消請求

・令和6年7月20日 和解成立

※本事案の申立人は、本契約の被保険者・契約者の配偶者（相続人）である。

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者が、令和4年2月から同年3月までミオパチーにより入院したため、令和3年8月に契約した利率変動型積立保険の医療保険にもとづき、入院給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され給付金が支払われなかった。その後、令和4年12月に被保険者が死亡した。しかし、以下等の理由により、契約解除を取り消して、給付金および死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)内服薬に関する詳細な内容や病名等が、申告できる内容に満たないことから、告知は不可能だった。
- (2)被保険者は、糖尿病による神経障害を強く疑っていた。

<保険会社の主張>

被保険者が、解除の原因となった事実を告知しなかったことについては、故意または重大な過失があったといえ、告知義務違反解除は有効であること等から、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金請求時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。